市税条例一部改正の焦点

大館市議会臨時議会が5月15日から5月18日までの4日間にわたつて開かれ，大館市市税条例を一部改正することについての原案を可決しました。この一部改正は，低所得者の負担を軽減するとともに，市町村間の不均衡を是正するためにおこなつたもので，市民税については，現行の「ただし書方式」を「本文方式」にちかづけるための経過処置として「特別方式」をとりいれることになり，固定資産税については・新評価制度の実施に伴い，昭和39年度から昭和41年度までは税負担の調整をはかるため農地については38年度の課税標準額と同額にすることにきめられました。

改正の要点

※市民税

昭和39年度及び昭和40年の2年間で，課税方式を統一するとともに，現行の準拠税率制度を標準税率制度にすることになりました。すなわち，昭和39年度においては，大館市は従来の「ただし書き方式」をもちいておりましたのを，40年から実施することにきまつた「本文方式」にちかづけるため，次のような課税方式をとることになりました。

(イ) 従来の扶養親族の数に応じた税額控除は廃止され，かわつて，所得控除として　第1人目は4万円
　　第2人目以下3万円
の扶養控除を，基礎控除（9万円）とともにおこなうことになりました

(ロ) 専従者については，青色の場合専従者給与額が5万円未満　1,600円
　　5万～8万未満　2,300円
　　8万以上　3,000円
白色の場合は1400円の控除があります。

また，最近における生計費の上昇等を考慮して，障害者，未成年者，老年者，カ婦の方々についての非課税範囲を，2万円引き上げ，年間所得20万円までは非課税にすることになりました。

※固定資産税

固定資産の新評価制度の実施にともなつて，昭和39年度から昭和41年度までの間に，税負担の調整をおこなうことになりました。

これは新評価制度の実施によつて一般的に評価額が増加する土地についての調整をおこなうもので，39年度は

(イ) **農地について**
昭和38年度の課税標準額と同じ額にする。

(ロ) **農地以外の土地について**
昭和38年度の課税標準額の 1.2倍をこえるものについては 1.2倍の額によつて算定した税額とする。

※ 電気・ガス税

これも住民負担の軽減をはかるために税率を1％引き下げることになりました。また，電気ガス税の税率引下げによる減収については，たばこ消費税の税率を 1.6％の引上げでおぎなうことになりました。

下記証明は税務課へ

資産証明　所得証明　扶養証明　課税証明　公課金証明　納税証明（他数）

市役所では，4月におこなつた大巾な人事異動をきつかけに，人事の刷新と各課の配置替えによつて，皆様方の便宜をはかることに努力しております。

市民の皆さんからみて，まだ不備な点がおありのことと思いますが，市役所に来てお気付きのことがありましたら総務課までお知らせください。

市民課

戸籍証明　印鑑登録証明　住民登録証明　転入転出届　自動車臨時運行許可　母子手帳　健康保険証　埋火葬許可　その他窓口事務
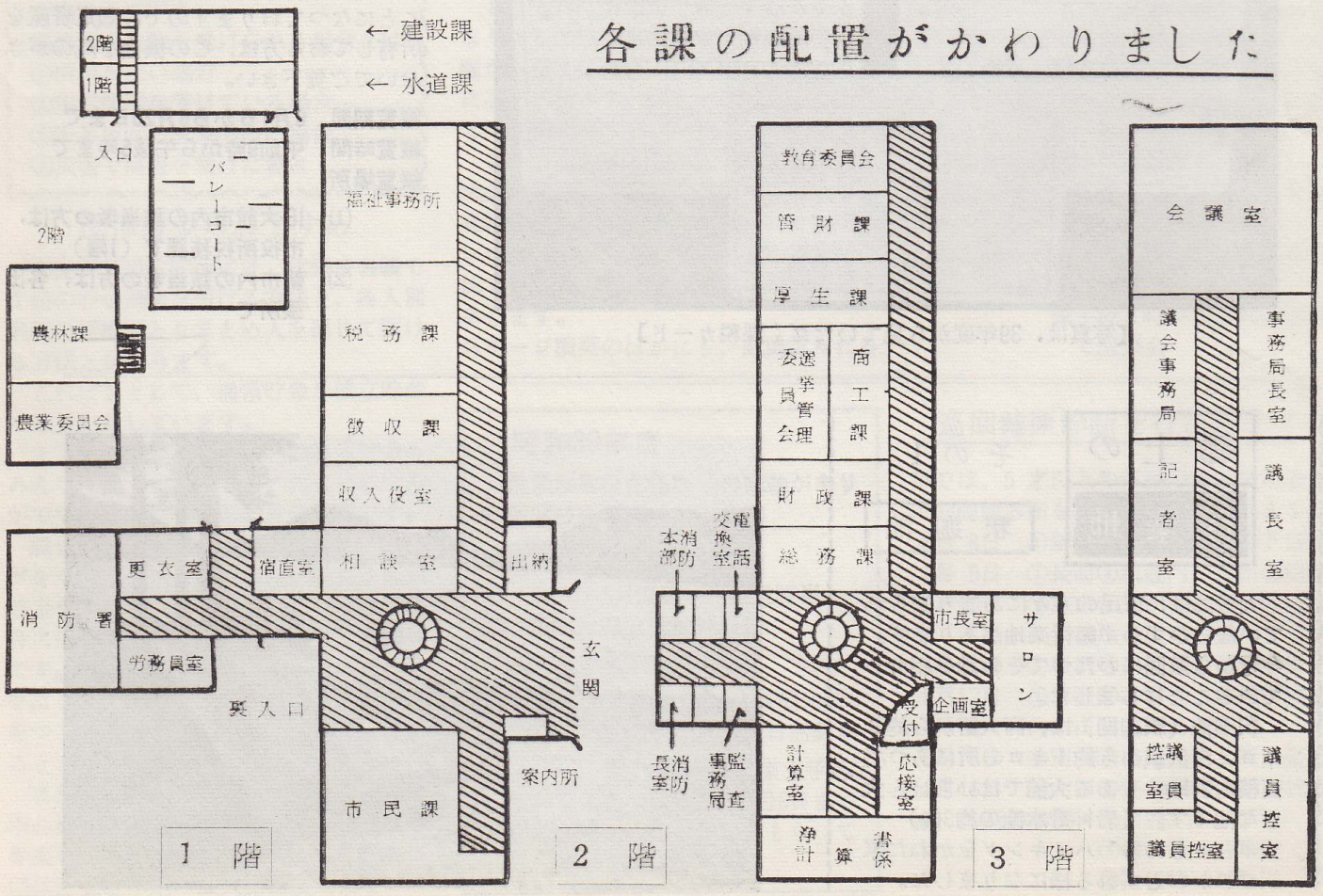
各課の配置がかわりました